

第 40 号議案

愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

中小企業及び小規模企業の振興に関する条例を制定するため。

愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業等の振興に関し、基本理念その他の基本的な事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を総合的に推進し、中小企業等の持続的な成長及び発展を図り、もって本町経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、町内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業等 中小企業及び小規模企業をいう。
- (4) 商工会 愛南町商工会をいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融の業務を行う事業者で、町内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 関係機関 国、愛媛県、商工会、金融機関その他中小企業等を支援する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる中小企業等の振興に関する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、行われるものとする。

- (1) 中小企業等の振興は、地域産業の持続的な成長及び発展、新産業の創出並びに地域社会の発展を目標として、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重して推進されること。
- (2) 中小企業等の振興は、中小企業等が地域を支える重要な担い手であるという認識の下に推進されること。
- (3) 中小企業等の振興は、町、中小企業等、関係機関及び町民が一体となって推進されること。

(町の役割)

第4条 町は、基本理念に基づき、振興施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

- 2 町は、基本理念に基づき、中小企業等、関係機関及び町民との連携並びに協力により、効果的に振興施策を実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、工事の発注及び物品等の調達において、町内の中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、基本理念に基づき、その事業の持続的な成長及び発展を図るため、経営の向上及び改善による経営基盤の強化、人材の育成並びに雇用環境の充実に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業等は、基本理念に基づき、町が実施する振興施策に必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、地域経済の振興を図るため、地域資源の積極的な利活用及び商工会への加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、中小企業等の経営の向上及び改善に資するため、中小企業等に対して積極的な支援を行うよう努めるものとする。

2 商工会は、基本理念に基づき、町が実施する振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業等に対し、経営相談等の支援及び資金需要への適切な対応のほか、経営の向上及び改善への協力を努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念に基づき、町が実施する振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

(町民の協力)

第8条 町民は、中小企業等が地域産業の基盤を支え、経済の維持及び発展に不可欠な役割を担っていることを踏まえ、町産品の消費、町内サービスの利用等を通じて、中小企業等の成長及び発展を促すよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 町は、次に掲げる中小企業等の振興に関する基本方針に基づき、必要な振興施策を実施するものとする。

(1) 中小企業等の経営基盤の強化、町内における企業基盤の維持及び新たな事業展開への支援を図ること。

(2) 中小企業等の事業承継及び創業の促進を図ること。

(3) 中小企業等の人材の育成及び雇用の安定を図ること。

(4) 中小企業等に関する情報の収集、提供及び発信を図ること。

(5) 振興施策の実施に当たって、中小企業等、関係機関及び町民との連携並びに協力を図ること。

(財政上の措置)

第10条 町は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(振興施策の実施状況の検証等)

第11条 町は、振興施策の実施状況を検証するとともに、中小企業等、関係機関及び町民から意見を聴取し、より効果的な振興施策を実施するものとする。

(条例の見直し)

第12条 町は、社会情勢の変化等により、必要に応じてこの条例の見直しを検討するものとする。

(附属機関等の設置)

第13条 町は、第11条の規定による振興施策の実施状況の検証等及び前条の規定による条例の見直しのほか、中小企業等の振興のため必要と認めるときは、町長の附属機関又は懇話会を設置することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。